

第 6659 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 9日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 未払賞与

Q : 当社は今月決算です。業績が思いのほか良かったので社員に決算賞与を支給しようと思います。聞くところによると、支給は来期でも今期の損金にする方法があるとか。どのような取扱いになっているのですか？

A : 次のようになっています。

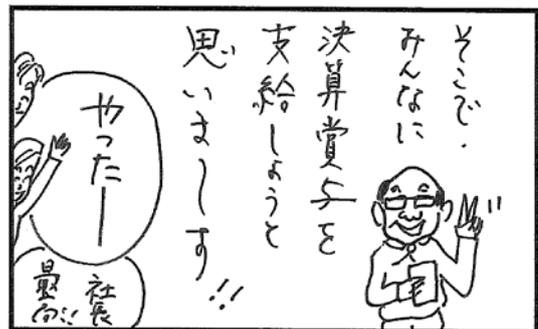
【解説】

法人税法では、会社が使用人に対して支給する賞与については、原則としてその支給をした事業年度の損金の額に算入することとされています。

ただし、例外的に次のすべての要件を満たす場合には、支給額の通知をした事業年度の損金の額に算入してもよいこととされています。

- ① 支給額を、すべての使用人に対して、各人別にかつ同時期に通知していること。
- ② ①の通知をした金額を、通知をしたすべての使用人に対し、その通知をした事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること
- ③ ①の通知をした事業年度において、その支給した金額を損金経理（未払賞与として記帳すること）していること

したがって、今期の損金にするには、これらのすべての要件を満たさなければなりません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】